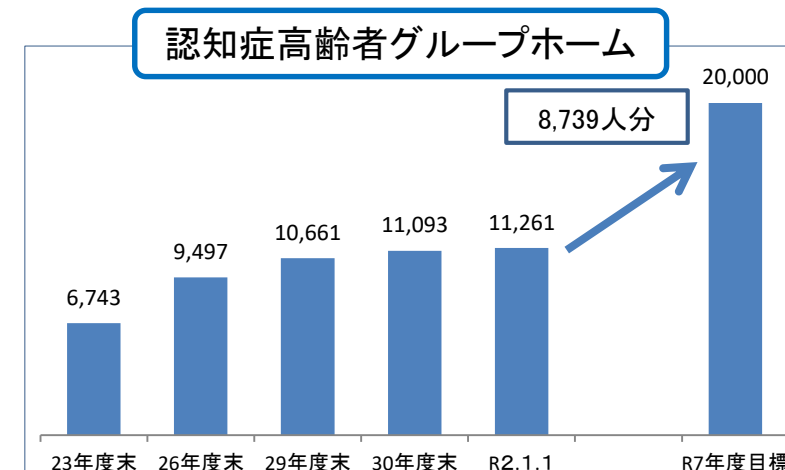
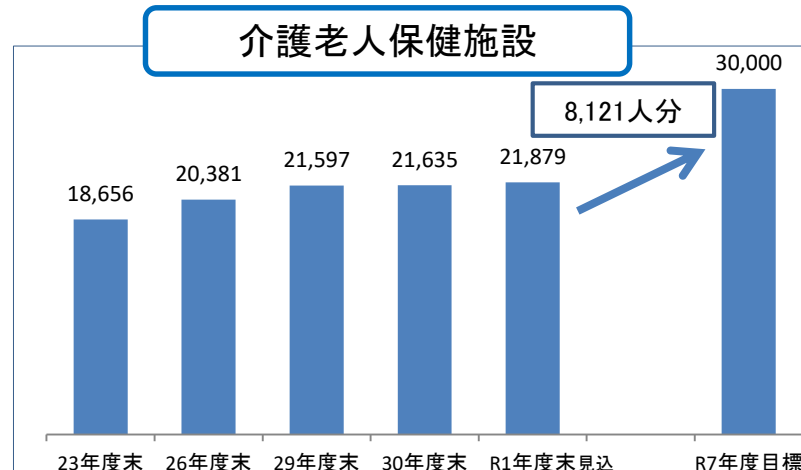
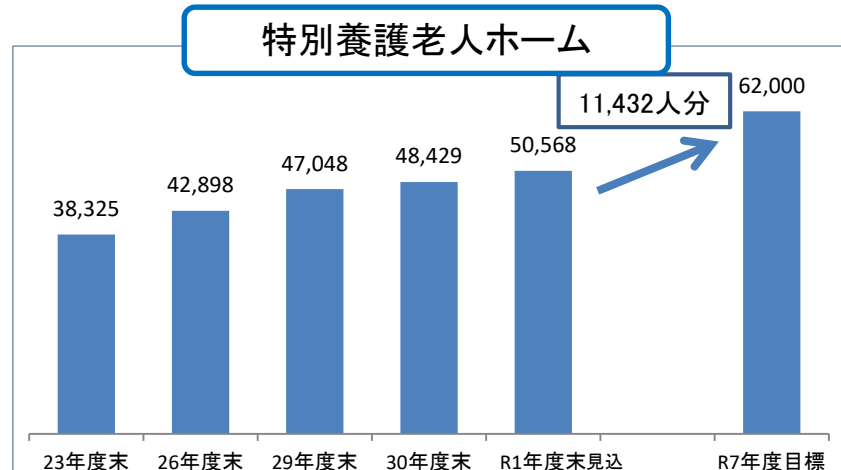


介護サービス基盤の整備促進について

現状と整備目標

第7期高齢者保健福祉計画において、令和7（2025）年度末の整備目標を設定



介護基盤の整備促進に向けた取組

施設整備への支援

- ◎ **特別養護老人ホーム等の整備費補助**
 - ・整備費の一部を補助（例：ユニット型500万円/床）
 - ・整備率の低い地域への補助単価を最大1.5倍まで加算
 - ・建築価格の高騰に対応した整備費補助の加算（例：ユニット型125万円/床）

【参考（100床の特養を補助単価1.5倍の地域で建築した場合）】
補助額8億7500万円/総工費平均約17億円 ⇒5割強を補助
- ◎ **認知症高齢者グループホームの整備費補助**
 - ・整備費の一部を補助（例：2,500万円/ユニット（高騰加算分含む））
 - ・整備率の低い地域への補助単価を1.5倍に加算
 - ・オーナー型の整備促進に向け、不動産所有者と事業者とをマッチング

土地確保への支援

- ◎ **所有地の活用**
 - ・未利用の所有地を原則50%減額、最大90%まで減額して貸付
- ◎ **借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業**
 - ・国有地又は民有地の借地料を補助（期間：60か月 上限2,500万円/年）
- ◎ **定期借地権の一時金に対する補助**
 - ・定期借地権を設定した場合の一時金を助成（上限10億円）
 - ・地域密着型サービスの定期借地権一時金の上乗せ補助（包括補助）
- ◎ **区市町村所有地の活用による介護基盤の整備促進事業**
 - ・区市町村が所有する未利用の公有地を事業者に貸し付ける際、区市町村の整備費補助を支援（上限2億円）

◎ 広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金

- ・都全体での特養の必要定員数の確保に向け、地域の必要数を超えた整備に同意する区市町村に対して、地域福祉を推進するための資金を交付（250万円/床）

令和2年度の取組

◎ 定期借地権一時金に対する補助【拡充】

現行の都内一律の補助基準額（路線価の1/2）を、整備率が低い地域（1.4%未満）において、地価に応じて額を引上げ
（地価が都内平均以上：路線価の3/4、平均未満：同2/3）

◎ 介護保険施設等におけるICT活用促進事業【拡充】

特養・老健・GHにおける一体的なICT環境整備等の導入経費を補助（最大1,150万円/施設）。予算規模を80→130か所に拡大

◎ 高齢者施設の災害対策支援

- ・非常用自家発電設備整備【拡充】、給水設備整備【新規】、ブロック塀改修【継続】を支援（非常用自家発電設備整備は都独自に対象を拡大）
- ・災害時にサービスが維持できるよう事業継続計画（BCP）の策定を支援（セミナー、策定講座、アドバイザー派遣）【新規】

◎ 都市型軽費老人ホーム整備費補助【拡充】

3年間の時限延長とともに、建築価格の高騰に対応した整備費補助の加算を創設（例：定員1名あたり補助単価 400万円→500万円）